

## 「ふじさわ子育てガイド」広告取扱基準

### (趣旨)

1 この基準は、藤沢市（以下「本市」という。）が発行する「ふじさわ子育てガイド」への広告（以下「広告」という。）の掲載について必要な事項を定めるものとする。

### (広告の範囲)

2 広告は、本市の行政広報の公共性及び品位を損なう恐れがないもので、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公序良俗に反する恐れがある広告
- (2) 政治的活動・宗教的活動に関する広告
- (3) 個人・団体の意見広告、名刺広告
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に該当する営業に係るもの又はこれに類する広告
- (5) 消費者保護の観点からふさわしくない広告
- (6) 人権を侵害する恐れがある広告
- (7) 児童及び青少年の健全育成に反する恐れがある広告
- (8) 求人に関する広告
- (9) 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5及び第6条の7の規定を遵守していない病院、診療所、助産所に関する広告
- (10) 責任者の所在・内容が不明確な広告
- (11) 国際条約・国内法規・景品表示法・独占禁止法に違反する広告
- (12) 社会問題になったものや、係争中の事柄を取り扱った広告
- (13) 新聞・テレビ等で取り上げられた事柄に関する広告
- (14) 虚偽又は誤認される恐れがある広告
- (15) 最高・最大級の表現、断定的、効果・効能の表現、比較又は優位性の表現を確実な事実の裏付けがなく使用した広告
- (16) 不当な二重価格表示広告、おとり広告
- (17) 著作権・商標権・肖像権及びアマチュア規定に違反した広告
- (18) 「不動産の表示に関する公正競争規約」の表示規約が守られていない不動産広告
- (19) 必要表示事項のない金融関係の広告
- (20) その他広告として適当でないと藤沢市長が認めるもの